

長 建 協 発 第528号
平成26年 2月14日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

公共事業労務費調査（平成25年10月調査）の実施報告について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価の決定及び建設労働者の賃金支払いの実態の正確な把握とともに、下請け企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底について、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より、別添のとおり要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、公共工事設計労務単価は、建設労働者の所定労働時間内8時間あたりの単価として設定されたものであり、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や下請け企業の現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用）、一般管理費等の諸経費は含まれておりませんことを申し添えます。